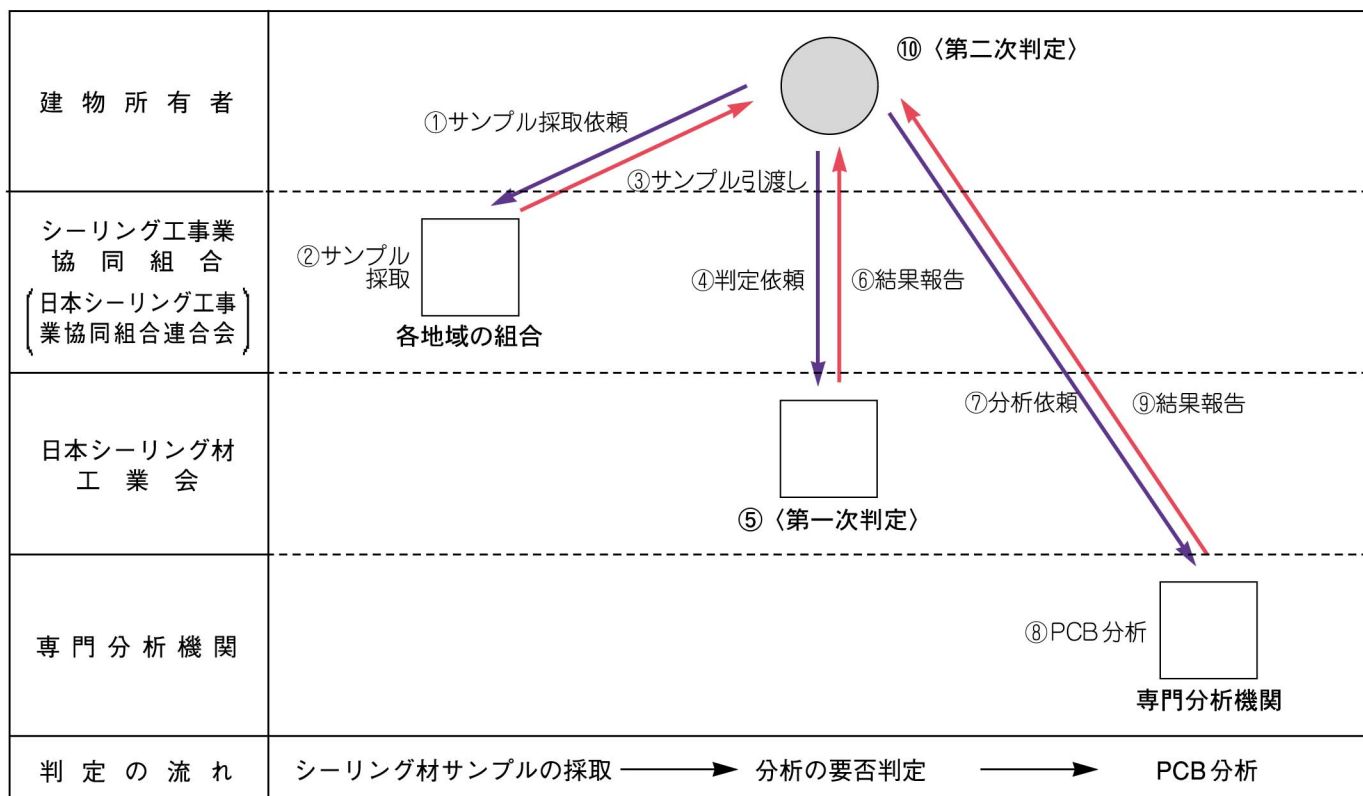


シーリング材種判定及びPCB含有分析のフロー



〔判定の流れ〕 昭和48年（1973年）以降に着工した建物は対象外

- ① サンプル採取依頼 建物所有者は、サンプルの採取および採取部の補修ができない場合、シーリング管理士が所属している各地区の〔シーリング工事業協同組合〕か〔日本シーリング工事業協同組合連合会〕に依頼する。
- ② サンプル採取 (実費負担要)。
- ③ サンプル引渡し
- ④ 判 定 依 頼 建物所有者は、依頼書に必要事項を記入し、サンプルと一緒に〔日本シーリング材工業会〕に送付する。
- ⑤ 第 一 次 判 定 材種・分析の要否を〔日本シーリング材工業会〕(技術委員会)のシーリング技術管理士が判定（1～2週間程度）(有料)。
- ⑥ 結 果 報 告 〔日本シーリング材工業会〕がポリサルファイド系かどうかを判定し、判定結果を報告する（分析が必要な場合、サンプルも返送）。
- ⑦ 分 析 依 頼 建物所有者は、返送されたサンプルの分析を専門分析機関に依頼する(有料)。
- ⑧ P C B 分 析 専門分析機関で分析。
- ⑨ 結 果 報 告
- ⑩ 第 二 次 判 定 建物所有者は、分析結果からPCB含有シーリング材かどうかを判定する(PCBが0.1重量%以上含まれている場合にPCB含有シーリング材と判定：日本シーリング材工業会自主基準)。